

葛城市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和5年2月28日

葛城市監査委員 宅 康次

葛城市監査委員 川村 優子

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2 監査の対象課

企画部、総務部、財務部、市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部、産業観光部、都市整備部、会計課、議会事務局、教育部、上下水道部

3 監査の期間

令和5年1月11日から令和5年2月8日まで

4 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料を精査し、関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、各部局の関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第2 監査の結果

今年度の定期監査については、昨年度同様、地方自治法の改正に基づいて策定した監査基準の内部統制の考え方も踏まえて確認した。

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理については、概ね適正に執行されているものと認められた。

■ 改善が認められた事項等

次に掲げる3つの事項については、改善あるいは顕著な成果が認められた。

(1) マイナンバー申請率

市民のニーズを分析し、大字公民館、運転免許センター、大型商業施設に加えて介護施設にも出張申請に出向き、また休日交代で毎月2回新庄庁舎、當麻庁舎で交付事務を行うなど円滑な取得に向けての普及促進が行われた。その結果、令和5年1月20日現在で申請率75.5%、交付率62.8%とそれぞれ大幅に増加した。職員の努力については高く評価できる。今後も申請啓発を行い、更なる交付率増につながるよう引き続き頑張っていただきたい。

(2) 業務改善の取り組み

昨年1月當麻庁舎に新設された総合窓口課では1日平均80人の来庁者があるにも関わらず、発券機やセルフレジの導入など、新たな手法により業務を効率化させ、待ち時間がほとんど無いように対応している。その他の部署でもオンラインでの受付システムを構築する等、業務効率化の努力が見られた。

今後もキントーンなどの業務改善プラットフォームを用いて業務の効率化や市民とのコミュニケーションの円滑化を促進していただくとともに作業マニュアルを整備するなどして仕事の見える化を推進していただきたい。

また、職員のモチベーションと市民サービスの向上を図ることを目的として業務改善に取り組み、特に高い成果をあげた事務の担当者に対しての表彰制度・職員アワードを継続していただき、こういった活動の活性化につなげていただきたい。

(3) 契約管理シートの運用

昨年度から始めた契約管理シートにより、業務の執行伺いから契約締結、支払いまでの事業の進捗状況を課内で把握できるようになった。その結果、事業の執行の遅れ、支払い遅延などの解消等に繋がり、業務の信頼性が向上したものである。現在は各部署単位での運用に留まっているが、担当者名や分割支払の項目等を加えるなどのバージョンアップし有効活用されることを期待したい。

今後は、全庁共通ツールにして市全体の業務が把握できるよう仕事の見える化を推進していただきたい。

■ 監査意見

主な監査意見は、次に掲げる4事項である。

なお、軽微な事項については、その都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

(1) 職員の長時間労働等

コロナウイルスの影響が長期間続いていて、致し方ないところがあるが、一部管理職を含めた職員の長時間労働が認められ、職員の健康への影響が懸念される。長時間労働の一般職への産業医による面接指導に加えて、管理職についても同様の面接指導を行っていただきたい。

水曜日をノー残業デイとする取り組みも進められているが、更なる働き方への意識改革を進めていただきたい。

今後、業務量について減少していくことは考えにくいので、いままで以上に業務の効率化が必要であると考えられる。そのための業務改善やICTの有効活用等を進めていただくとともに、職員の健康を守ることは組織管理の最重要事項として取り組んでいただきたい。

(2)備品管理(資産の保全)

管財課では公有財産や情報管理システム、教育部では学校に特化した備品管理システムを導入し管理している。それ以外の備品については、各課で Excel 等により管理されているが、個々の運用管理に留まっている。管理すべき備品については、市販の備品管理システムを導入するなどして、全庁的にデータベース化して管理し、適正な資産の保全と業務の効率化を促進していただきたい。

(3)出先機関での内部統制の脆弱性

庁舎外での事業所では種々の制約もあり、庁舎内の事業所に比べ内部統制(統制環境、リスク対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT への対応)が脆弱になる傾向がある。積極的な協業を推進するためには、仕事の見える化、並びに個々の職員の多能化、IT ツールの積極活用が求められる。

また、こういった課題の解決は当該部署のみでは困難であり、上位管理職の積極的な関与に加え、組織の在り方や業務の在り方についての抜本的な見直しが求められる。

(4)待機児童対策

保育所の待機児童問題については、保育士派遣業務委託を始めるなど、新たな対策も実施しているとのことであるが、現時点では、令和5年度4月以降も待機児童が発生する模様である。葛城市は、住みよさランキングで高評価を得ていることでもあり、待機児童への対応についても万全を期す必要があると考えられる。

現在、保育所で働いている保育士の負担軽減をして働きやすい環境づくりを推進するとともに、引き続きその解消に向け、積極的に努めていただきたい。

以上、定期監査報告とするが、今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められるとともに、事業の費用対効果を意識し、より効率的で質の高い市政運営への一層の努力を要望する。